

凡 例

| | | |
|--------------|--|---|
| ●収録の範囲 | 本資料は厚生労働省が実施した「平成19年度水道統計調査」を基礎とし、一部をその他の資料で補充した。 | |
| ●収録の対象 | 平成20年 3月31日までに、認可・確認を受けた水道用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業及び専用水道。 | |
| ●水道の区分 | (1) 水道用水供給事業 | 水道事業体に対して水道用水（浄水）を供給する事業。 ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が、他の水道事業に分水する場合を除く。 |
| | (2) 上水道事業 | 一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が5,001人以上のもの。 |
| | (3) 簡易水道事業 | 一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの。 |
| | (4) 専用水道 | 寄宿舍、社宅、療養所等の居住者、利用者に対して水を供給する自家用の水道であって、101人以上の居住者に必要な水を供給するもの。 又は、1日最大給水量が20m ³ を超える水道施設であり、かつ、次のいずれかに該当するもの。 ①自己水源の水を供給するもの、又は自己水源と他の水道から供給を受ける水を混合して供給するもの。 ②他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が100m ³ を超えるもの、又は口径25mm以上の導管の全延長が1,500mを超えるもの。 |
| | (5) 簡易専用水道 | 水道事業体から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの。 |
| ●水道用語の説明 | (1) 有収水量 | 料金徴収の基礎となった水量。 |
| | (2) 無収水量 (有効無収水量) | 料金対象とならなかった水量。（管洗浄用、公衆便所用等） |
| | (3) 有効水量 | メーターで計測された水量。（有収水量＋無収水量） |
| | (4) 無効水量 | 配水管からの漏水等、無効となった水量。 |
| | (5) 有収率 | 年間給水量に対する有収水量の割合を示すもので、給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す指標。 |
| | (6) 有効率 | 年間給水量に対する有効水量の割合を示すもので、給水される水量がどの程度有効に使用されているかを示す指標。 |
| | (7) 供給単価 | 有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけ収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。 ○ 供給単価（円/m ³ ）＝給水収益／年間総有収水量 |
| | (8) 給水原価 | 有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。 ○ 給水原価（円/m ³ ）＝{経常費用－（受託工事費＋材料及び不要品売却原価＋附帯事業費）}/年間総有収水量 |
| ●収録の対象期間 | 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | |
| ●行政区内人口（総人口） | 「福岡県の人口と世帯（推計）、平成20年4月1日現在」 （企画振興部調査統計課資料） | |